

農業委員会だより

新年のごあいさつ



渋川市
農業委員会会長
山本 彰一郎

新年明けましておめでとうございます。新型コロナウイルス感染症の猛威は、国内外においても依然、予断を許さない状況が続いておりますが、皆様にかれましてはご健勝で過ごされることとお喜び申し上げます。さて、現在の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少、後継者不足、さらには高齢化による遊休農地の増加等が大きな問題となっております。その問題解決のためには、「人・農地プラン」の策定が急務であります。「人・農地プラン」とは、地域の農地を将来的に誰がどのように耕作していくのかを話し合い、作成する地域計画です。農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者・地域における農業の将来のあり方などを明確にし、農地を集積するものです。農地の集積・集約を促進するために、皆様の声をいたさたく、地域ごとに座談会を開催しておりますので、より一層のご協力をお願い申し上げます。年頭の挨拶といたします。

新規就農者の紹介

念願だった農業ができる喜び

永井 祐樹さん（伊香保町伊香保）

伊香保町伊香保の永井祐樹さん（34）は、令和3年8月に新規就農者に認定されました。永井さんはもともとサラリーマンでしたが、農業高校出身の奥さまから話を聞くうちに、農業に対して興味を持つようになりまして。30歳の頃からサラリーマンを続けつつ、法人農家においてネギの栽培に関する技術を学び始めました。

ネギを選んだ理由は、初期投資が他の野菜に比べて少なく済むということと、作りやすいということからです。

栽培から出荷までの経験と知識を習得することにより、農業を職業としたいとますます思うようになりました。

実家が農家でないため、近所の人から畑を借りて作付けを始めました。作付け面積は65アールで「関羽」・「西田」など8種類のネギを栽培しています。作業はすべて一人で行っています。

2月に種まきを行い、4月に定植、11月に初出荷となりました。主な出荷先は、JAや直売所、旅館などです。甘みがあり好評を受けています。今後は、ブロッコリーの栽培も予定しているそうです。

ネギは一年を通して価格が安定しており、値崩れをしないといえます。連作障害はありませんが、5年作付けをしたら、1年は休耕する予定だそうです。農業をやって大変に思うことは、広い農地を一人で長靴で歩き回るため、とても疲れるということなんです。しかし、ネギの状態が日々違って見えるのがとても面白く、やりがいを感じているそうです。現在もネギの法人農家で働くかわら、自身の畑を耕作していますが、今後は専業でやっていけるように頑張りたいと爽やかに笑顔で語っていました。



長ネギを収穫する永井さん

生産者の紹介

健康的で継続的な農業を

安達 浩さん(横堀)

乗馬の競技者だった安達さん。体調を崩したのをきっかけに、健康的で継続的にできる職業を、と選んだのが農業でした。実家は養蚕農家でしたが、安達さんが選んだのは野菜。(株)野菜くらぶに所属し、野菜作りのノウハウを教わり、新規就農から6年経って、今年から認定農業者となりました。主な作付け作物は、きゅうり・ナス・芽キャベツ。契約栽培で、出荷先は野菜くらぶやJAなど。芽キャベツの栽培農家は群馬にはわずしかいないといえます。「農業は何をやってもすぐに成果が出るので楽しい。自分やっただけ野菜は反応してくれる。今は規模拡大を目指したい」と笑顔で穏やかに語ってくれました。



芽キャベツを手にする安達さん

令和4年度 農地等利用最適化推進 に関する意見書を提出

渋川市の基幹産業である農業が、魅力ある産業として維持・発展を遂げていくことができるよう、農業委員会として農地等の利用の最適化を効果的かつ効果的に実施するため、令和4年度を迎えるにあたり、令和3年10月19日、必要な施策の改善等について市長への意見書を提出しました。内容について要点を以下に掲載します。

1 新型コロナウイルス感染症の影響による支援策について

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の自粛により、農家も深刻な影響を受けております。今後も継続して販路開拓支援や農業に特化した市独自の支援策をお願いします。

2 6次産業化の推進について

6次産業化によって、渋川市の農畜産物の生産・販売が盛んになり、生産者の意欲や雇用促進につながることで、渋川市の農業の活性化や持続的発展を期待できると考えます。6次産業化に対する支援の仕組みづくり等、特色ある農業施策をお願いします。

3 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による被害は、大切に育てた農作物を無にし、耕作意欲の減退と耕作放棄地の増加の要因にもなっており、営農する上で非常に大きな問題であります。次の事項について対策を講じられるようお願いいたします。

① 渋川市の有害鳥獣による被害額について、的確な調査を行うとともに、実態に合う被害額を把握し、今後の施策に役立てるようお願いします。

② 各種補助制度事業の助成の拡大や事業に従事する人員確保対策を講じ、支援等の拡充をお願いします。

③ 専門家や研究機関等と連携し、捕獲や防除・駆除を計画的かつ効率的に進めるようお願いいたします。

④ 捕獲した鳥獣を適切に処理できる施設等の建設や他の適正に処理ができる方法についての対策をお願いします。

4 スマート農業の推進について

農業従事者の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻であります。人手不足や生産性の向上などに効果的な、スマート農業施策の推進をお願いします。

5 地域農業の核となる農業について

特色ある農産物の生産、そして、その農産物を提供する農村レストランや販売所の開設、ネット販路の開拓等、地域の活性化として取り組む農業施策によって、新規就農者や飲食物販に携わる若者世代の移住につながるのと期待されます。若者を中心に農村の魅力を見いだし、活力のある地域にするための施策をお願いします。

6 農業委員会事務局体制の強化について

法律改正等により農地利用最適化事業に係る農業委員会業務が増加しております。業務に精通した職員を含め事務局体制の強化をお願いします。



高木市長(右)に意見書を手渡す山本会長(左)

農地の適正な管理をお願いします

農地は、農業者にとつて重要な財産であるとともに農業生産・農業経営の基盤ですが、農業従事者の高齢化と後継者不足などの理由で遊休農地が増加しています。

遊休化や耕作を放棄すると、農地としての重要な役割を果たせないばかりか、雑草が繁茂すると、害虫や災害の発生など生活環境を保持するうえでも好ましい状態ではありません。

農地をいったん荒廃させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間、資金が必要です。

作付けをしない場合には、雑草の抑制力が強く、マメ科で窒素を固定し、地力増進効果が得られ、景観形成にもなる緑肥作物（ヘアリーベッチ）を植えるなど、近隣の迷惑にならないように適正に管理しましょう。

農地を管理しないでいると心配されること

- ・病害虫の発生
- ・雑草の繁茂による火災の発生
- ・有害獣の潜入・繁殖
- ・産業廃棄物の不法投棄
- ・水路の機能低下
- ・景観の悪化

遊休農地解消の取り組み

■農地利用状況調査の実施

法律に基づいて毎年7月から9月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力連携のもと各担当地域の農地利用の確認、遊休農地の発生防止と早期発見を目的に、農地の利用状況調査を実施しています。

■利用意向調査の実施

利用状況調査の結果、遊休農地又は遊休化のおそれがある農地と判定された農地の所有者に対して、10月から推進委員等が農地の所有者等を訪問して、今後の利用意向についてお伺いします。

■非農地判定の実施

再生困難な状態まで荒廃した農地については、10月から再度現地調査を行い、非農地判定の手続きを行っています。

■農地貸借のマッチングの実施

利用意向調査の結果に基づき農地の貸し手と借り手のマッチング活動を実施しています。

農地転用には許可が必要です

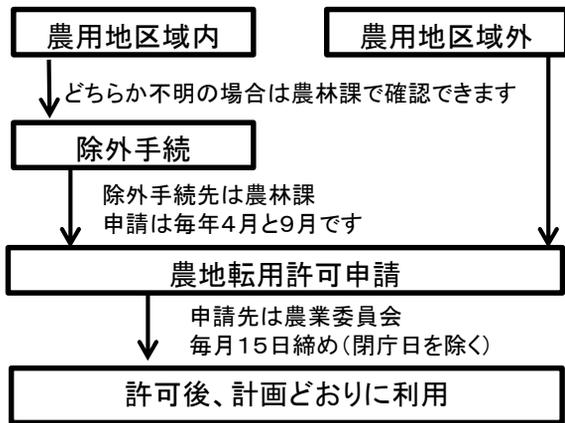
■無断転用は法令違反です

農地に住宅を建てる、資材置場や駐車場、太陽光発電施設にするなどの農地転用には許可が必要です。無許可で転用した場合は、元に戻していただくこととなります。また、転用できない農地もありますので、事前に必ず農業委員会事務局までご相談ください。

■農地転用を申請する前に

農用地区域内の農地は、転用することができません。転用を希望する場合は、農用地区域からの除外手続を行い、認められから転用申請となります。詳しくは農林課（☎2593）へ。

「転用手続の流れ」



■一時転用や農地改良も申請を

農地を一時的に資材置場にしたり、農地を使いやすい農地に改良工事も許可が必要です。



違反転用防止啓発看板
(赤城町津久田地内)

未相続のままの農地がありませんか？

■未相続のままにしておくこと相続権が増えて、登記に多大な時間と経費がかかることがあります。早めに法務局で相続登記をしましょう。併せて、農業委員会に届出をしてください。

「利用権設定」で農地の貸し借りを

■利用権設定は、耕作を目的とした農地の貸借方法です。貸借期間満了後は自動で農地が所有者に戻るため、安心して貸し出すことができます。

老後の備えは 国民年金＋農業者年金！

払った保険料は

全額社会保険料控除の対象！

運用益は非課税！

農業経営の状況に応じて

保険料を増額し、節税額をアップ！

※農業者年金の加入には、

「国民年金第1号被保険者であること」

「年間60日以上農業に従事していること」

「60才未満であること」

の3つの要件を満たしている必要があります。

※詳しくは、農業委員会、又はJAへ！

- ・ 家族経営協定の効果
 - ・ 家族員の経営参画の促進
 - ・ 農業経営の発展
 - ・ 農業後継者の確保・育成
 - ・ 女性・高齢者に対する適正な評価
- 家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

家族経営協定で
農家も働き方改革！



家族経営協定を結びましょう

農業委員・推進委員紹介

※(任期:平成31年4月1日から令和4年3月31日)

農業委員

NO	地区	氏名
1	洪川	岸 正二
2		青木 明雄
3		大島 アサ子
4		高橋 昭彦
5	伊香保	眞下 謹司
6	小野上	野村 隆
7	子持	斉藤 美保
8		飯塚 敬子
9		山本 彰一郎
10	赤城	角田 壽一
11		須田 和敏
12		高井 眞佐実
13		新井 正喜
14		鳥山 孝子
15	齊藤 由香	
16	北橘	星野 安久
17		下田 三徳
18		石田 玉枝
19	※	廣瀬 淳

※農業委員会の所掌に属する事項に
利害関係を有しない委員(中立委員)

農地利用最適化推進委員

NO	地区	氏名
1	洪川	齋藤 光男
2		設楽 秀夫
3		都丸 政義
4		狩野 武
5		木村 克己
6		鈴木 孝明
7		登坂 勇
8		高橋 政守
9		俣田 英昭
10	伊香保	田中 修之
11	小野上	吉沢 良一
12		佐藤 繁巳
13	子持	八高 範夫
14		生方 通展
15		千明 幸雄
16		阿部 正雄
17		津久井 一美
18		阿久津 孝雄
19		小野 丈夫
20	赤城	飯塚 源一
21		岩崎 雅信
22	赤城	狩野 邦久
23		永井 重雄
24		茂木 幸雄
25		狩野 幸市
26		石田 初男
27		須田 清
28		内山 光司
29		生方 徳時
30		新井 健二
31		南雲 昇三
32		角田 正規
33	鳥山 正章	
34	永井 五平	
35	津久井 利章	
36	北橘	青木 歳行
37		今井 銀造
38		爲谷 賢司
39		楯 喜久男
40		奈良 嘉祐
41		高梨 兼秀
42	高橋 正次	

購読しませんか



全国農業新聞は農業委員会の系統組織が発行する“農家のための農業専門紙”です。週刊の特長を生かしたわかりやすく読み応えある記事が特徴です。

毎週金曜日発行(郵送配達)、月700円(送料・税込み)。申込は農業委員、農地利用最適化推進委員まで

〔編集後記〕

コロナ禍で活動に制限のある中、皆様のご多大なご協力のおかげで無事に発行することができました。紙面をお借りして深く感謝申し上げます。この広報誌を通じて農業者の頑張りを少しでもお伝えできれば幸いです。(眞)